

社会福祉法人五城目やまゆり会
次世代法・女活法に基づく一般事業主行動計画

令和6年4月1日策定

全ての職員が働きやすい職場環境を整え、それぞれの職員の持つ能力を十分に発揮できるようにすることを目的とし、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日までの3年間

2. 目標と取組内容・実施期間

目標1

男女とも育児休業を取得しやすい環境にし、職場復帰を100%とする。

<実施期間・取組内容>

- 令和6年4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした面談による妊娠期から復職後までの支援・手続きフローの個別作成支援を行う。
- 令和6年4月～ 改正育児・介護休業法の周知を行う。

目標2

全職員の年次有給休暇取得率を70%以上にする。

<実施期間・取組内容>

- 令和6年4月～ 理事長発信による通達「有給取得推進について」を周知させる。
- 令和6年4月～ 毎月の衛生委員会で取得状況を報告する。
- 令和6年4月～ 取得状況を月次で集計管理し、進捗がよくない者には計画的取得を促す。

目標3

全職種を対象としたキャリアアップに向けた研修に参加させ、その受講割合を男女ともに対象となる層の70%以上とする。

<実施期間・取組内容>

- 令和6年4月～ キャリアパスの周知と階層別研修の提示をする。
- 令和6年4月～ キャリアアップ支援を目的とした管理職による個別面談を実施する。（毎年）
- 令和6年4月～ 入職時にキャリアパスについて説明をする。